

○鹿児島国際大学大学院学則

平成10年4月22日

制定

第1章 総則

(学則の目的)

第1条 この学則は、鹿児島国際大学学則第5条第2項により、鹿児島国際大学大学院（以下「本大学院」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本大学院の目的)

第2条 本大学院は、本学の目的使命に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、創造的な知性と豊かな人間性を培い学術文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第2条の2 前条の目的を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

- 2 前項の点検及び評価を行うにあたっては、同項の趣旨に則り適切な項目を設定するとともに適切な体制を整えて行う。
- 3 自己評価に関する詳細は、別に定める。

(FD活動)

第2条の3 本大学院は、本研究科に係る授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（以下「FD活動」という。）を実施するものとする。

- 2 FD活動に関する詳細は、別に定める。

(本大学院の課程)

第3条 本大学院に博士課程を置く。

- 2 博士課程は、これを前期及び後期に区分し、前期は博士前期課程（修士課程）（以下「博士前期課程」という。）、後期は博士後期課程と称する。
- 3 博士前期課程は、これを修士課程として取扱う。

(博士前期課程)

第4条 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を受け、専攻分野における研究能力又は、高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うこととする。

(博士後期課程)

第5条 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊

かな学識を養うことを目的とする。

第2章 組織及び教育課程

(研究科)

第6条 本大学院に次の研究科を置く。

経済学研究科

福祉社会学研究科

国際文化研究科

(教育研究上の目的の公表等)

第6条の2 本大学院は、研究科ごとに人材養成及び教育研究上の目的を学則に定め、それを公表するものとする。

2 研究科ごとの目的は以下のとおりである。

- (1) 経済学研究科は、経済学・経営学に関する深い学識及び卓越した能力を養うとともに、それに基づいて国際的視座に立って高度に専門的な業務に携わるための高度の研究能力をもつ優秀な人材の育成を主目的とし、経済学・経営学に関して研究者として自立して研究活動を行う能力と豊かな学識を持つ者の養成も併せて目的とする。
- (2) 福祉社会学研究科は、福祉社会学に関する深い学識及び卓越した能力を養うとともに、それに基づいて高度に専門的な業務に携わるための高度の研究能力をもつ優秀な人材の育成を主目的とし、福祉社会学に関する研究者として自立した研究活動を行う能力と豊かな学識を持つ者の養成も併せて目的とする。
- (3) 国際文化研究科は、国際文化に関する深い学識及び卓越した能力を養うとともに、それに基づいて国際的視座に立って高度に専門的な業務に携わるための高度の研究能力をもつ優秀な人材の育成を主目的とし、国際文化に関して研究者として自立して研究活動を行う能力と豊かな学識を持つ者の養成も併せて目的とする。

(専攻)

第7条 研究科には、次の専攻を置く。

経済学研究科 博士前期課程（修士課程） 地域経済政策専攻

経済学研究科 博士後期課程 地域経済政策専攻

福祉社会学研究科 博士前期課程（修士課程） 社会福祉学専攻

福祉社会学研究科 博士後期課程 社会福祉学専攻

国際文化研究科 博士前期課程（修士課程） 国際文化専攻

国際文化研究科 博士後期課程 国際文化専攻

(収容定員)

第8条 研究科の学生入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

経済学研究科 博士前期課程（修士課程） 入学定員 10名 収容定員20名

経済学研究科 博士後期課程 入学定員 3名 収容定員 9名

福祉社会学研究科 博士前期課程（修士課程） 入学定員 10名 収容定員20名

福祉社会学研究科 博士後期課程 入学定員 3名 収容定員 9名

国際文化研究科 博士前期課程（修士課程） 入学定員 10名 収容定員20名

国際文化研究科 博士後期課程 入学定員 3名 収容定員 9名

(修業年限)

第9条 博士課程の標準修業年限は5年とする。

2 博士課程の前期は2年、後期は3年とする。

3 博士前期課程において優れた業績を上げたと認められる者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

4 博士後期課程において優れた業績を上げたと認められる者については、博士課程に3年（博士前期課程及び修士課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。当該課程の在学期間が2年に満たない場合は、その在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

(最長在学年限)

第10条 本大学院における同一研究科の在学年限は、博士前期課程においては4年、博士後期課程においては6年を超えることはできない。ただし、休学の期間は在学期間に算入しない。

(学年、学期及び休業日)

第11条 本大学院の学年、学期及び休業日については、鹿児島国際大学学則第56条、第57条及び第58条を準用する。

(授業及び研究指導)

第12条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2 本大学院に開設する授業科目の種類、配当年次、単位数等は別に定める。

3 研究科は、別に定める授業科目のほか、研究科会議の議を経て、臨時に授業科目を開設することがある。

4 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要

な授業科目又は研究指導を受けることを認めることができる。

(教育方法の特例)

第12条の2 本大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行うことができる。

(単位)

第12条の3 授業科目の単位数を定めるに当たっては、鹿児島国際大学学則第12条を準用する。

(1年間の授業期間)

第12条の4 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第12条の5 各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(単位の授与)

第13条 授業科目を履修し、科目担当の教員による単位の認定に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える。

(研究科間の授業科目の相互履修)

第13条の2 本大学院博士前期課程においては、講義科目に限り3科目6単位の範囲で他研究科の授業科目を履修することができる。

2 前項の履修単位は修了所要単位として認めることができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第14条 本大学院は、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、他の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、博士前期課程・後期課程を通して10単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを当該大学院又は研究所等との協議に基づき認めることができる。ただし、博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

4 本条第1項・第2項・第3項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合に準用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第14条の2 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(本大学院又は他の大学院において科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 第1項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、再入学及び転入学の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、第14条第1項及び第2項により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第14条の3 学長は、学生が職業を有している等の事情により、第9条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(履修方法)

第15条 授業科目の履修方法は、次のとおりとする。

博士前期課程においては、当該研究科の定める科目から30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けなければならない。

2 博士後期課程においては、当該研究科の定める科目から12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けなければならない。

3 授業科目の履修に関し、必要な事項は別に定める。

(教育職員免許)

第16条 中学校教諭一種免許状又は高等学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で、それぞれの学校の教諭の専修免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本大学院の各研究科の博士前期課程において取得できる免許状の種類及び免許教科は次の表のとおりである。

研究科	専攻	免許状の種類	免許教科
経済学研究科	地域経済政策専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	公民

		高等学校教諭専修免許状	商業
福祉社会学研究科	社会福祉学専攻	高等学校教諭専修免許状	福祉
国際文化研究科	国際文化専攻	中学校教諭専修免許状	英語
		高等学校教諭専修免許状	英語
		中学校教諭専修免許状	国語
		高等学校教諭専修免許状	国語

第3章 課程修了及び学位

(博士前期課程の修了要件)

第17条 博士前期課程に2年以上在学し、当該期間中に30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び試験に合格した者は、修士課程を修了したものとする。ただし、在学期間に關しては、優れた業績を上げたと認められた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の場合において、博士前期課程の目的に照らし適當と認められるときは、特定の課題についての研究成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。
- 3 修士論文の審査及び試験は、研究科会議に審査委員会を設けて行うものとし、その合否は、審査委員会の報告にもとづき研究科会議が決定するものとする。

(博士後期課程の修了要件)

第17条の2 博士後期課程に3年以上在学し、当該研究科において定める科目から12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び試験に合格した者は、博士後期課程を修了したものとする。ただし、在学期間に關しては、優れた業績を上げたと認められた者については、博士課程に3年以上（博士前期課程及び修士課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。当該課程の在学期間が2年に満たない場合は、その在学期間を含む。）在学すれば足りるものとする。

- 2 博士論文の審査及び試験は、研究科会議に審査委員会を設けて行うものとし、その合否は、審査委員会の報告にもとづき研究科会議が決定するものとする。

(学位)

第18条 博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

- 2 博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。
- 3 前第1項、2項の学位を授与するに当たっては、次の区分に従い、専攻分野の名称を付記する。

経済学研究科 修士（経済学）

福祉社会学研究科 修士（社会福祉学）

国際文化研究科 修士（国際文化学）

経済学研究科 博士（経済学）

福祉社会学研究科 博士（社会福祉学）

国際文化研究科 博士（国際文化学）

4 学位に関する必要な事項は、別に定める。

第4章 入学、留学、休学、復学、退学、再入学、転入学及び転研究科等

(入学資格)

第19条 博士前期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に定める大学を卒業した者。
- (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者。
- (3) 文部科学大臣が指定した者。
- (4) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者。
- (5) 大学に3年以上在学し、所定の単位を優れた成績をもって修得したと研究科会議が認めた者。
- (6) 指定された専修学校の専門課程（文部科学大臣指定専修学校専門課程）を修了した者。
- (7) その他、大学を卒業した者と同等以上の学力があると研究科会議が認めた者。

2 博士後期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者。
- (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者。
- (3) 文部科学大臣が指定した者。
- (4) 学校教育法第104条第7項の規定により修士の学位を授与された者。
- (5) 修士の学位を有する者と同等以上の学力があると本学研究科が認めた者。

(入学の時期)

第20条 入学の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。

(入学志願)

第21条 入学志願者は、指定の期日までに、別に定める入学願書に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 入学検定料については、別に定める。

(入学の許可)

第22条 入学志願者に対しては、入学者選抜を行い、その合格者に入学を許可する。入学者選抜については別に定める。

- 2 入学を許可された者は、所定の入学誓書を保証人連署の上、所定の期日までに学長あて提出しなければならない。
- 3 保証人は、入学者の保護者又は後見人であって、在学中的一切の事項について責任を負わなければならない。保証人が死去し、あるいはその資格を失ったときは、あらためて2週間以内に本条第2項の手続きを経なければならない。

(留学)

第23条 本大学院の学生が、外国の大学院への留学を願い出たときは、所属する研究科会議の議を経て、学長がこれを許可することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、1年を限度として、本大学院の修業年限に算入することができる。
- 3 留学に関する規程は、別に定める。

(休学及び復学)

第24条 休学及び復学については、鹿児島国際大学学則第23条を準用する。ただし、休学期間は博士前期課程及び博士後期課程のいずれにおいても通算して2年を超えることはできない。

(退学)

第25条 退学については、鹿児島国際大学学則第24条を準用する。

(除籍及び復籍)

第26条 除籍及び復籍については、鹿児島国際大学学則第25条の第1項第1号、第4号、第2項、第3項を準用する。

(再入学)

第27条 第25条、第26条により、退学及び除籍された者が再入学を願い出たときは、当該研究科会議で審議のうえ、学長が入学を許可することがある。

- 2 再入学については、鹿児島国際大学学則第26条を準用する。

(転入学)

第28条 他大学院の学生が転入学を志願するときは、選考のうえ相当年次に入学を許可することがある。

- 2 転入学を許可された者の、すでに修得している授業科目の単位及び在学年数の認定は、そのつど当該研究科会議の議を経て行う。

(転研究科)

第28条の2 本大学院の研究科に在学する者が、本大学院の他の研究科に転研究科（転専攻）を願い出たときは、選考のうえ、許可することがある。

2 前条の規定は、前項の転研究科（転専攻）を志望する場合に準用する。

第5章 科目等履修生、聴講生、研究生、委託生、特別聴講学生、特別研究学生及び
外国人留学生

(科目等履修生)

第29条 本大学院において科目等履修生として学修することを志望する者があるときは、履修希望科目的担当教員の許可を得たうえ研究科会議において選考し、科目等履修生としてこれを許可することがある。

第30条 科目等履修生として学修することができる者は、本大学院の入学資格を有する者でなければならない。

2 科目等履修生が選択した授業科目を履修して、その試験に合格したときは、その授業科目的所定の単位を与える。

第31条 科目等履修生として履修した授業科目は、本大学院の正規の授業科目として認定することができる。

(聴講生)

第32条 本大学院において聴講生として学修することを志望する者があるときは、研究科会議において選考し、聴講生としてこれを許可することがある。

(研究生)

第33条 本大学院において研究生として学修することを志望する者があるときは、研究科会議において選考し、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生の在学期間は、1年を限度とする。ただし、事情により期間延長を願い出ることができる。

3 研究生は履修した授業科目について試験を受けることができる。ただし、単位は授与しない。

(委託生)

第34条 本大学院において他の大学又は公共機関等から委託生として推薦された者が学修することを志望する場合は、研究科会議において選考し、委託生としてこれを許可することがある。

2 委託生の在学期間は、1年を限度とする。ただし、事情により期間延長を願い出ること

ができる。

- 3 委託生は履修した授業科目について試験を受けることができる。
- 4 前項に規定する試験を受けて合格した者には、成績を記載した証明書を交付する。ただし、単位は授与しない。

(特別聴講学生)

第34条の2 本大学院において他の大学の大学院又は外国の大学院等の学生が、特定の授業科目を履修することを志望する場合は、当該大学又は外国の大学院等との協議に基づき、研究科会議において選考し、特別聴講学生としてこれを許可することができる。

(特別研究学生)

第34条の3 本大学院において他の大学の大学院又は外国の大学院等の学生が、研究指導を受けることを志望する場合は、当該大学又は外国の大学院等との協議に基づき、研究科会議において選考し、特別研究学生としてこれを許可することができる。

(外国人留学生)

第35条 本大学院学則第19条に該当する外国人で、本大学院に入学を希望する者があるときは、特別な選考の上、外国人留学生としてこれを許可することがある。

- 2 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第6章 賞罰

(賞罰)

第36条 本大学院学生の賞罰については、鹿児島国際大学学則第39条、第40条及び第41条を準用する。

(指定事項による退学)

第37条 次の各号の一に該当する者に対しては、退学を命ずる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
- (2) 成績劣等で修学の見込みがないと認められる者。
- (3) 本学の秩序をみだす者。

第7章 学費

(入學金)

第38条 入学を許可された者は、定められた期日までに、入學金を納付しなければならない。

(授業料及び教育充実費)

第39条 学生は、本学所定の授業料及び教育充実費を納付しなければならない。ただし、

休学中の者の授業料、教育充実費は免除する。

2 授業料及び教育充実費の額については、別に定める。

第40条 既納の入学金、授業料及び教育充実費などは、理由の如何にかかわらず返還しない。

第41条 授業料、教育充実費を納めない者は、試験を受けることができない。

第42条 指定の期日までに授業料、教育充実費を納付しない者は、除籍する。

第43条 実験、実習費ならびに免許及び諸資格の取得に必要な履修費は、別に徴収する。

(授業料減免)

第44条 学費等の支弁が困難な事情にあって、学業に精励している者については、授業料を減免することがある。

2 災害その他により学費の支弁に困難な事情が生じた者については、その学年の授業料を減免することがある。

(履修料)

第45条 科目等履修生、聴講生、研究生及び委託生の履修料については、別に定める。

第8章 奨学

(奨学制度)

第46条 本学に奨学制度を設ける。

2 奨学制度に関する規程は別に定める。

第9章 管理運営組織

(職員)

第47条 本大学院に、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他の職員を置く。

(研究科長)

第48条 各研究科に研究科長を置き、当該研究科の教授をもって充てる。

2 研究科長は、研究科に関する校務をつかさどる。

3 研究科長に事故あるときは、当該研究科から選出された大学評議員が職務を代行する。

(客員教授等)

第49条 本大学院に客員教授及び客員准教授を置くことができる。

2 客員教授及び客員准教授に関する必要な事項は、別に定める。

(研究科会議)

第50条 本大学院の各研究科に研究科会議を置く。

2 研究科会議は各研究科に所属する専任の教授をもって構成し、研究科長が招集し、議長となる。

3 研究科会議には、各研究科に所属する専任の准教授、講師を加えることができる。

(研究科会議の審議事項)

第50条の2 研究科会議は、当該研究科に関する次に掲げる事項を審議し、第1号から第3号の事項について、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 教育研究に関する重要な事項で、研究科会議の意見を聴くことが必要な事項
- (4) 学長、研究科長等がつかさどる教育研究に関する事項で、学長、研究科長等の求めに応じ、意見を述べることができる事項
- (5) 学長、研究科長等がつかさどる教育研究に関する事項で、学長、研究科長等の求めがない場合でも意見を述べることができる事項

2 前項第3号及び第4号の学長が意見を求める事項は別に定める。

3 削除

4 研究科会議は、理事会の業務に関する事項には関与しない。

5 研究科会議に関する必要な事項は、別に定める。

(研究科長会議)

第50条の3 本大学院に研究科長会議を置く。

2 研究科長会議に関する必要な事項は、別に定める。

第10章 学則等の準用

(大学学則の準用)

第51条 この大学院学則に定めのない事項については、大学学則の規定を準用する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第32条から第34条については、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、平成13年度以前の入学者については、従前の学則による。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、平成14年度以前の入学者については、従前の学則による。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第12条第2項別表1、別表2の授業科目については、平成15年度以前の入学者は従前の学則による。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成17年度以前の入学者については、従前の学則による。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第12条第2項別表1、別表2の授業科目については、平成15年度以前の入学者については、従前の学則による。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、この規程の第9条、第13条、第14条、第15条、第17条の2の規定は平成19年度入学者にも適用する。その他の条項については、平成19年度以前の入学者については、従前の学則による。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年度以前の入学者については従前の学則による。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前の入学者については従前の学則による。

附 則

この学則は、平成22年5月26日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年9月22日から施行する。ただし、平成21年度以前の入学者については従前の学則による。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前の入学者について

ては従前の学則による。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前の入学者については従前の学則による。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成24年度以前の入学者については従前の学則による。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成25年度以前の入学者については従前の学則による。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成26年度以前の入学者については従前の学則による。なお、第50条の2第1項、第50条の2第2項については、平成26年度以前に入学した学生にも適用する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前の入学者については従前の学則による。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成28年度以前の入学者については従前の学則による。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年度以前の入学者については従前の学則による。

附 則

この学則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年度以前の入学者については従前の学則による。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、令和元年度以前の入学者については従前の学則による。

附 則

1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。